

実務者研修受講資金 実務者研修施設事務担当者説明会

7 実務者研修施設卒業時の事務

- (1) 卒業報告書について
- (2) 卒業後の修学生への手続き指導について



東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター

(1) 卒業報告書について(手引き第10章)

①卒業報告書の作成

(修学生が卒業した際、その都度提出)

- 卒業生の国家試験受験予定の有無 & 受験予定の場合は受験予定日を記入
- 卒業延期により、申込時に申告した修学期間を超えて在学する学生もあわせて報告
- 延期後の卒業予定日と、延期の理由の記載必須
- 様式は人材センターHPからダウンロード可能

(2) 卒業後の修学生への手続き指導について

② 返還または返還猶予の申請

[返還が必要な場合]

卒業後、国試受験の意思がない又は東京都の区域内で返還免除対象業務に従事する意思がない

[研修施設] 必要書類をとりまとめ、「卒業報告書」とあわせて東京都福祉人材センターへ提出

[返還猶予ができる場合]

・卒業延期となり、その結果、申込時に予定していた国家試験は受験せず、翌年度に受験することとなった場合

※返還猶予申請書に「在学証明書」を必ず添付すること

[研修施設] 必要書類をとりまとめ東社協へ提出

(2)卒業後の修学生への手続き指導について

③国家試験が終了したら

実務者研修施設では特段の手続きは生じませんが、
国家試験終了後に、その結果によって、修学生には下記の手続きが生じます。

卒業の際に、遅滞なく
手続きするようにご指導ください。

- 1 合格した ⇒資格を登録
⇒登録証の写しを人材センターへ提出
- 2 不合格・未受験 ⇒下記いずれかの場合は返還猶予
 - ・災害、疾病、出産等で未受験または不合格
 - ・未受験または不合格で、都内の対象施設で返還免除対象業務従事中
- 3 上記以外の場合 ⇒返還

(2) 卒業後の修学生への手続き指導について

修学生の卒業又は退学の報告によって、
実務者研修施設の事務手続きは終了します。
ただし、修学生は返還免除の承認決定を受けるか、
貸付金が返還完了となるまで、貸付契約が継続します。

卒業後は、状況に応じて必要な申請をご自身で行って
いただくよう、修学生に対してご指導をお願いします。